

○久保市乙劍神社

當社は、尾張町・新町・今町・中町等千百餘戸の産土神にて、甚だ舊社なりといへり。従前は眞言宗法住坊別當にて、不動を本地佛となし來る處、神佛混淆御廢止に付き、明治元年十二月別當復飾し、佛具・佛具を取除き、同五年十一月村社に列せられ、同九年十二月氏子の情願に依りて郷社に列せられたり。社記に云ふ。當社久保市乙劍神社は、小坂庄内の守護神にて、茶臼山の巔を地界の目的とし、淺野川を限りて、南方尻垂坂の邊に互り、尾山の麓を繞りて、西方彦三町に續き、北方小橋の邊に至るまでを乙劍の氏子地とす。今東南の路界を、劍境の辻と呼べるも昔の遺名也と云へり。劍境の辻は、今いふ劍先辻也。とあり。又乙劍といふ神號は、貞享二年の由來書に、白山第四の御子神にて、古來久保市に鎮座す。とあり。按ずるに、白山記に、金劍宮白山第一王子、又は金劍宮大行事乙劍ともありて、今も石川郡鶴來金劍宮の末社に乙劍といふあり。加賀古跡考に、久保市權現は鶴來金劍宮の乙劍明神を勸請すといへり。三州志變餘考に云ふ。或は云ふ。其の始め日神三劍

を嚼みて三神と化生す。其の一は鶴來の金劍宮、其の二は松任の金劍宮、其の三は久保市の乙劍宮なるよしいへりと。按ずるに、此は日本紀神代卷に見えたる、宗像三神化生の故事に據りて附會せしもの也。鶴來金劍宮は、源平盛衰記に、妙理權現第一の王子に御座し、弘仁十四年に此所に奉祝て三百五十餘年也。と見え、諸神記には、崇神天皇御宇天降垂跡給。同天皇三年三月社立云々。末社大行事・荒御前・糺宮・井守宮乙劍とあり。されば乙劍といふは金劍宮の御子神ならんか。彼の貞享二年の由來書に、久保市乙劍神をば白山第四の御子神と載せたるもの、實に古傳説ならば、白山七社の鶴來金劍宮の第四の御子神にて、乙子なりし故に、乙劍神とは稱するならん。

○乙劍神社轉地事略

金澤事蹟必錄に云ふ。富樫泰高の時、久保市の民屋建廣まり、其以前より此邊に乙劍權現を勸請したる社あり。幸に此村の産神と崇めたり。此社地今の新町西尾氏屋敷其舊地なり。又富樫泰時(高田)稻荷明神を崇敬せられしかば、石川郡久安村の稻荷をも、此久保市の地へ勸請す。今の稻荷橋邊岩

田氏屋敷其舊地なり。然るに元和二年城下の町地建替の時、乙劍の社は卯辰山へ移され、稻荷社は淺野川縁へ移さる。といへり。加賀古蹟考にも、元和二年の頃金澤城下の町街を改建ありて、乙劍の社は卯辰山へ移さる。今の久保市山金剛寺是なり。稻荷社は淺野川の河縁へ移さる。今の稻荷天尊寺是なり。昔の久保市の社地は、今の新町西尾隼人の居第其舊地なり。寶曆の初までは、裏門の坂の間に古き鳥井の跡もありたり。と見え、又其第内に椎の古木あり。此木は昔の社木なりと云傳へ、今も繁茂す。といへり。平次按ずるに、當社を卯辰山へ移轉せしは、利長卿の時にて慶長六年也。貞享二年の由來書にも、古來久保市に鎮座之處、慶長六年卯辰山へ遷座と記載し、三州志來因概覽には、慶長六年七月三日瑞龍公花押以七ヶ寺一紙者賜久保市山金剛寺地於卯辰山。今即存。とあり。今考ふるに、慶長六年當社等の移轉を命ぜられしものは、枯木橋邊の惣構堀出來せし故なるべし。此の惣構堀出來を、慶長四年の暮なるよし三州志等に記載すれど、貞享二年卯辰山移轉由來書に、最前枯木町に寺有之處、大聖寺陣の翌年御城下惣堀御普請

に付被召上。とあり。是實説なるべし。大聖寺陣は五年なれば、其の翌年は慶長六年なり。おもふに新町の社地は、古來よりの社地なるを、藩の用地と成り、氏子地を離れ、遙に隔りたる卯辰山へ移轉せしめ、跡地をば藩士西尾隼人の居邸に賜はり、夫より凡二百七十餘年を経たる處、明治廢藩置縣の際、西尾氏は新町なる邸地を賣却して退去せしゆゑ、乙劍の氏子一統協議して、舊地へ復座の事を謀り、縣廳へ上申せし處、教部省伺の上、明治九年三月廿二日許可を得、卯辰山の神殿を新町の舊地へ引移し、同年五月一日落成に依り、此の日遷宮式を執行して復古なしたりけり。

○久保市山金剛寺跡

眞言宗にて、往古より乙劍神社の別當也。三箇屋版六用集に、久保市山法住坊金剛寺と記載す。按ずるに、石浦社藏慶長十一年の氏子連判訴訟狀に、慶長九年の春長谷觀音の御戸開きと承に付、卯辰山へ參り御無用にといへば、其時ほうじゆ坊石浦村へ御出候てわび事被成。とあり。されば慶長の頃より法住坊と呼びたりし事知られけり。或は云